

Title	手形の署名制度とその諸問題
Sub Title	The Signature of Commercial Paper and some Problems with It
Author	黄, 清溪(Ko, Seikei)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.12 (2000. 12) ,p.239- 266
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	高鳥正夫先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20001228-0239

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

手形の署名制度とその諸問題

黄
清
溪

- 一 はじめに
- 二 手形の署名制度
 - (一) 主観的意義と客観的意義
 - (二) 動的概念と静的概念
- 三 手形行為成立の要素としての署名
 - (一) 問題意識
 - (二) 署名の代行
 - (三) 署名の代理
 - (四) 無権限の署名代行と無権限の署名代理
- 四、手形行為者同一性確認の要素としての署名
 - (一) 問題意識
 - (二) 手形署名と名義(名称)
 - (三) 他人名義の署名
- 五、結語

一 はじめに

署名制度は手形行為に限らず、一般書面行為にも広く、利用されている。一般書面行為の署名は、行為者がその行為の内容を認識し、その行為が真正になされたことを認証する手段として要求されるものである。⁽¹⁾

ところで手形の署名制度はこのような制度とはかなり異なるようにみうけられる。それはまず、手形法に次のような規定の存在から認識することができる。すなわち、手形法は各種の手形行為の要件の一つとして、署名を要求している(手一条、一二条、二五条、三一条、五七条、七五条、七七条一項一号、同条三二項)。小切手法もまた、同様な規定をしている(小一条、一六条、二六条、五三三項)。そして、反対に、署名が欠けている手形及び小切手はその行為の成立は認められず、当然無効であることが規定されている(手二条一項、七六条一項、小二条一項)。それと裏腹で、何人も手形に署名しない以上、手形上の債務を負担しない、という原則も一般的に承認されている。⁽²⁾

さらに、手形行為には書面性以外に、抽象性、文言性、設権証券性など相当異なった特殊性を持ち合わせていることから理解できる。ゆえに、一般の署名制度に対する理解をもつて手形の署名制度を理解することができないといえる。そうになると、手形の署名には、どういう制度の特徴があるか、その制度の意義、目的はなにか、を徹底的に論究しておく必要がある。それによって、従来から議論が多い署名の代行・代理、無権代理、偽造そして他人名義の署名などの問題に対して、説明の糸口が得られるかもしれない。

二 手形の署名制度

(一) 主観的意義と客観的意義

手形の署名に対し、従来からどのような認識がされてきたか、まず、それを概観する。

法が手形行為に署名を要件とする根拠として、従来の学説は主観的理由と客観的理由をもって説明する。主観的理由として、手形行為によって成立する手形上の債務は、著しく厳格な債務が発生する。手形行為者をして、手形行為をなすに当たり、厳格な債務を負担するものであることを認識せしめ、慎重にその行為をなさしめるために署名を要するのである。また、客観的理由として、手形行為者の同一性認識の表示方法として必要である⁽³⁾。

そして、この主観的理由と客観的理由について、どちらの方を重視すべきか、立場の対立からお互い相手を否定する主張が展開されたが、なにしる⁽⁴⁾、文書に署名が要求される場合、行為者は、その文書の作成に慎重な態度をとるのであるし、また、その取得者も、その署名を通じて文書の作成者が何人であるかを知ることができる。この意味において、上述の主観的・客観的理由は単なる署名制度の一般論を述べただけにとどまる。手形の署名について、それはとくに言及したものはないあたりまえの批評がなされている⁽⁵⁾。

このような批評のもとで、次のようなあらたな理由づけがなされる。すなわち、手形法が手形行為にとくに署名を要求しているのは、手形行為は書面を通じてなされる意思表示であるため、手形行為者が、手形上の意思表示内容を認識し、その内容に従って責任を負担することを認識したことを示すために要求されるものである⁽⁶⁾、と解するのである。

ここで、手形は書面行為であるから、意思表示は手形書面に化体されるので、手形行為者の確認と手形行為内容の認証は必要になる。いわゆる書面行為の認証性が強調されたことは評価できる。

しかし、すでに成立している法律関係を書面化するために、法律内容と責任者についての認証・確認は必要であり、そのために署名が要求される。ところで手形行為に署名がなければ成立しない。認証の前提である手形行為が有効になされていること、そのものは存在していないから、認証しようはない。いわば、手形行為は既存の法律関係を書面化するものではないから、単なる、手形の署名の認証性が強調されても、また、なにか不足するところがあるように思われる。端的にいうと、手形の署名は手形内容と手形行為者を認証するために必要であるが、その前に手形行為を成立するためにも署名は必要ではないか。手形行為が有効に成立するには、なぜ署名が絶対的に必要であるのか、それを法定化した理由は何か、という制度の趣旨及び理論根拠について従来の論及は不十分であるといえる。

法律関係を表章する書面の作成を要件とする法律行為は書面行為という。通常は既存の法律関係を書面化することである。ところが、手形行為はこのような書面性以外にさらに、設権性をももっているために、手形の場合は事情が異なる。手形証券の作成によって手形の法律関係がはじめて成立するから、既存の法律関係をもつてき書面化することはできない。そうすると、手形行為はどのようにして成立するか、その過程において署名が果たす役割はなにか、それを明らかにすることによって、手形署名の意義も明白になれる。

(二) 動的概念と静的概念

手形行為の成立は一般法律行為と同様、その基本となつている意思表示は、効果意思決定、そして表示意思決定と表示行為との三層的要素からできあがっている。しかし、手形行為は書面行為に限るという性質的制限から、その意思表示は手形上の記載を通してなさなければならぬ。それは意思決定の内容を手形に記載しておく、表示行為として署名をするという手順によって完成する。署名の表示行為がないと、手形行為は成立しない。だか

ら、署名は手形行為成立の要素の一つであることはよく理解できる。但し、ここで一つ注意を喚起したいことは、この場合の署名は表示行為であつて、手形上に署名するその動作をして概念するものである。これは手形上の記載として存在する署名と異なる。前者を動的概念の署名と、後者を静的概念の署名と名づけて区別することができる。このように二種類の異なる署名が存在していることを発見できる。署名行為と署名の表示は、實際上、二者は時間差なく、同時に完成するものであるから、署名は一つと理解されて、議論されてきた。しかし、理論的には厳然と二つに区別することができることは明らかである。しかし、手形法は成立要件として署名を要求しているために、効果面において二者は混合され、一つとしてとらえることが多い。というのは、実質的に署名がないと、手形上の署名の形式の存在があつても意思表示の裏付けがないから、それは無効のもので、手形行為の成立はない。逆に、行為者は意思決定と表示行為（署名以外の方式）がすべてできあがれば、実質上、手形行為は成立するはずだが、手形上に形式的署名がなければ、同じ手形行為の成立は認められないからである。このような混沌する面があるから、独立した両者の関係が認識され難いのである。

ここで、両者の区別をもう少し探ってみると下述のような興味深いことがさらに発見できる。まず、動的概念の署名は、意思表示の成立要素の一つである表示行為に当たるのであるから、この場合の署名の意義は手形行為成立の実質的要素と理解することができる。そして、静的概念の署名は手形法が要求する形式上の要式要件の一つに当たるのであるから、この場合の署名の意義は手形行為成立の形式的要素と理解することができる。したがって、署名の意義も多義的であるといえよう。

そして、実質的意味の署名の目的は単純に手形行為の成立にあるが、形式的な署名の場合は、それ以外に手形行為者は誰かを確認するための目的もある。すなわち、手形上に存在する署名の表示から、行為者の同一性認証ができる。だから、署名の認証性の問題が一つの争点として加わってくる。

実質的意義の署名にとっても、形式的意義の署名にとっても、第一義的には手形行為成立の目的である。行為者の認証は第二議的なものになることも確認できる。⁽⁷⁾ すなわち、署名の認証性は付随的效果といえよう。ただし、署名行為と署名の表示とは瞬間的に同時に完成するので、二つを区別するのは難しいかもしれない。しかし、署名の認証は手形の法律関係と行為者の存在に対するものであるから、あくまでも、その存在が先にあるべきである。

さらに、実質的意味の署名は、行為ないし動作として把握するから署名の痕跡の存在が重要であって、署名の方式・表示は重視しなくなる。ところが、形式的意味の署名になると、同一性確認のために署名の方式・表示については、当然慎重になり、厳格的に要求されるはずである。

ついでに、署名の認証性のことをもう少し触れる。

署名の認証には二つの方法があることをまず指摘しておく。一つは署名の名称から行為者・責任者を特定する認証方法である。もう一つは署名の個性・特徴から確認する認証方法である。前者は署名によって、ある者の名称が表示されている。それを手がかりにして行為者・責任者の同一性を特定することができる。後者は署名における自署の筆跡や記名捺印の印影についている特徴を手がかりにして行為者・責任者を割り出すことができる。

このように、手形署名の意義や目的など手形署名の本質にかかわる諸問題について従来のつめが曖昧である。そして曖昧のまま署名制度をめぐる諸問題に関する論争が展開されるから、玉虫色の解決しかできないのである。したがって、次に、上述の理解に基づいて、署名の代行・代理・無権代理・偽造そして署名の表示、他人の名称の署名などを実質的要素か形式的要素か、問題を類別して検討する。

三 手形行為成立の要素としての署名

(一) 問題意識

手形行為成立の過程において、関係人物の名称は多数登場する。それは手形行為者と手形署名者と手形署名の名義人と手形行為の効果の帰属者である。問題の具体的検討に入る前に、まず、これらの人物の関係を整理する必要がある。

理論的には、手形行為者と手形署名者とは常に同一人であるべきである。けだし、署名は手形行為成立の要素であるから、手形行為者は署名者として、自己の行為について署名をしなければならないから、署名者が行為者になるのは当然の結果である。但し、広義の意味として署名代行の代行者と署名代理の代理人をも署名者と解することもありうる。その場合にも、両者は一致すると解しうるかどうかである。手形署名の代行を認めるか否か論争があるが、認めるとした場合、本人が手形行為者であって、本人の手足として代行者が代わりに署名する、その署名は本人の行為の成立に必要であるから、本人が署名者であって、代行者が署名者ではない。従って、行為者も署名者も本人になるから、同一人物に違いない。署名代理の場合には、代理人の手形行為を成立するために、代理人も自己の行為のために署名する。従って、行為者も署名者も代理人であるから、この場合もまた、同一人である⁽⁸⁾。

行為者が自己の名義で署名する場合には、署名の名義人は、行為者と署名者と一致するから問題はないが、架空の名義、他人の名義を使用する実例も多い。その場合、名義人を債務者として肯定するために、行為者・署名者との関連づけが必要になる、それが名義人と行為者・署名者との同一性確認の問題が生じてくるのである。

そして、手形効果の帰属者は手形の債務者になるが、それが行為者・署名者になることが一般的であるが、例

外的に行為者・署名者以外の人がなることもありうる。手形行為について、通常は、行為者が自分自身に効果を帰属することを意欲し、かつ自らの署名をし、手形行為を完成させるので、その行為の効果は本人に帰属、本人が手形の責任を負う。この場合には、行為者・署名者・名義人・帰属者全部一致している。帰属者の表示は省略する。例外として、行為者の行為の効果を他人に帰属するとき、行為者・署名者と帰属者が別人になるその場合、他に帰属する旨の表示が必要である。

(二) 署名の代行

まず、署名の代行をとりあげる。手形行為において、他人による手形行為の一つ型態として、手形行為者が自ら署名を行わず他人にやらせる場合がある。すなわち、行為者自身が意思表示機関として他人を使用する、署名の表示行為だけを他人にやらせる、これが署名の代行である。この場合、行為者は本人なのであるから、行為的方式的要素として本人の署名が必要である。代行者は他人の手足(機関)となつて、他人の署名をすることになるわけである。従つて署名の代行の場合、手形上の署名は本人たる行為者の署名であつて、決して効果帰属者の名称の記載ではない。ところで、このような署名の代行が認められるか否か、従来から論争がある。

判例は、日本の社会実情を反映したのか、事案はすべて記名捺印の代行の場合であるから、記名捺印を含めた広い意味での署名の代理の問題として、認めている⁽⁹⁾。しかし、他人が本人の名称を直接手書きした、いわゆる狭義の署名の代行を、判例が認めるのかどうか、必ずしも確言できることではない。

通説は自署のもつ個性を維持しなければならぬため、自署の代行は認めない。自署の代行を認めると、自署の本質に反するからである⁽¹¹⁾。しかし、記名捺印の代行の反対意見は皆無である⁽¹²⁾。それは、捺印が代行されても、印章は本人のものであるために、印章のもつ個性はそのまま維持できるからである。従つて、ここにとりあげる

署名の代行は自署の代行に限定して論ずる。

署名の代行に対し、通説の反対理由は主に次のようなものがある。すなわち、記名捺印の代行が認められれば、署名の代行も同様に認めるべきではないのかとの見解に対し、記名捺印という日本などに特有な方式の法理をもって逆に署名という一般的（普遍的）な方式をも律しようとする考え方であって、本末顛倒の議論であるとの批評がある。⁽¹³⁾ 自署は自筆でなければならぬ。本人が書写補助者に命じて本人の署名をなさしめることは、タイプライターによる署名などと同じように法律上の書式として十分ではないと⁽¹⁴⁾。さらに署名の代行を許すならば、手形の所持人は、手形上の筆蹟が代行者のものであることのほかに、その代行者が権限を有した者であることの証明をしなければならなくなるが、手形所持人がこのような権限の調査をしなければならないような方法を認めることは、手形の流通を阻害し、また、署名の代行と記名捺印の代行には、権利行使に当たって、所持人に要求される立証の相違という点にも疑いがある。⁽¹⁵⁾

これに対し、少数説は次の理由をあげて署名の代行を肯認する。すなわち、

1 署名の代行には、他人が書いたものであっても、筆蹟によって行為者を識別できる以上、その行為者が権限を与えられているならば、本人の責任を否認する必要はない。⁽¹⁶⁾

2 統一法に基づくわが国の手形法の解釈として、署名とは自署と記名捺印に限る必要はない。それ以外の方法として、他人による本人名義の手書きの方法を認めても、決して法律解釈としておかしくない。⁽¹⁷⁾

3 反対説の署名の代行を認めないことは、署名の代行を無効と解することになる。それは、代行者の権限の有無にかかわらず、無効とすることであって、方式に瑕疵があることを意味することになる。しかし、署名が本人によってなされたか、代行でなされたかは手形面からは識別できないことであって、手形面上識別できないような方式の瑕疵を認めることは、手形取引の安全の見地からいって到底是認できない。⁽¹⁸⁾

少数説の理由付けはすべて傾聴に値する。それ以外、さらに次のような理論根拠を加えることもできる。

通常、意思表示の中、意思決定は本人がなされ、表示行為だけを他人にやらせることができる。これを一般に「代行」・「使者」と呼んでいる。代行はあくまでも本人の行為であり、表示行為に使用される限り表示者の人格は消えて、あくまでも本人の第二の口、第三の手になるにすぎない。代行が「機関による行為」とよばれることがあるのも、表示者が他人の機関として行動することによるのである。

手形の署名は手形の意思表示の表示行為に当たるとは、すでに前述の通り、他の法律行為と同じように、他人にやらせることはならぬ問題はない。問題は署名の筆蹟は代行者のものであるから、本人の署名であるとしても、本人の個性の現出ができない署名になる。自署の本質に矛盾するのではないかとの批評がある。しかし、上述のように、代行者は機関として行為するときは、代行者の人格は本人の人格に吸収され、一体化になるから、代行者の筆蹟は本人の筆蹟に評価される。代行者を識別できることはまた、本人を識別できると同義になる。従って、署名の代行を認めない理由はない。

(三) 署名の代理

他人による手形行為のうち一つ形態として、手形行為の代理がある。手形行為も一般の法律行為と同様に代理人によってなすことができる(手形八条参照)。

手形行為の代理の方式についても別段の規定はないけれども、代理人が手形行為をなすには、本人の氏名または名称およびその本人のためにすることを記載して、代理人が自己の署名または記名捺印をするのが一般的方式である。⁽¹⁹⁾「本人のためにする」旨の記載は代理意思の表示であり、効果帰属の法的効果をもたらすものである。

手形上に記載されていなければ本人にその効果を帰属させることはできない。結果として、手形行為は絶対的商

行為でありながら（商五〇一条四号）、商法五〇四条の適用を排除して、顕名主義が維持されることになる（一般に認められている。²⁰）

本人のためにすることの表示方法としては、代理関係の明記、たとえば、「甲代理人乙」「甲会社代表者乙」などの記載が適当であるが、代理権を有する地位・職名を表す文言を記載しても差し支えない。ところで、現実には、代理人が本人のために手形行為をなしても、手形の文言上は代理行為であることが現れない、直接本人名義の署名をしたことは、しばしばあることである。このような行為をどう評価すべきか見解が分かれるところである。判例はこのような方式がとられた場合にも、これをいわゆる署名の代理（機関方式による手形行為、これに対し、前述代理関係の記載があることを代理方式による手形行為と区別する²¹）として、手形行為の代理の一方式として有効であると解している²²。また、学説の中にもこれに同調するものもある²³。

これに対して学説の多くは、前述の顕名主義のもとで署名の代行による代理方式を認めず、手形行為の代理であることが文言に現れない以上、それは本人の手形行為と見るほかはなく、そこにいわゆる代理人も使者ないし意思の表示機関として行動したに過ぎないとする²³。

本人から代理権を授与される代理人が自らから意思を決定し、自己の署名として本人名義で署名したが、「本人のためにする」旨の記載がなかった場合、これを有効な手形行為として生かせるために、どう構成すればできるか、その考え方によって、このような異なる結果が生じる。

従来の学説は、手形上に現れている署名は本人名義であるから、文言通り本人の署名と見るのである。ところが、現実には本人は署名をしていないのに、署名の存在は他人の代行によるしかありえないとされる。これは形式に依拠した理論構成である。

しかし、現在の多数説は、代理権限に基づいて、手形の代理行為を成立させるために、代理人の存在が先決条

件であるから、代理人は自己の行為の意思決定と署名をする。署名の名義は本人のものであっても、実際、代理人がなされたものであるから、代理人の署名と解するのが自然であるとされる。これは実質を踏まえた理論構成である。

前者の立場に立つと、行為者は本人であるから、行為能力や意思表示の瑕疵は本人について、判断されるが、本人ではなく代理人自身が実際に意思表示を行っているのであるから、その矛盾について、決して簡単に解釈できる問題ではない。

後者の立場をとると、本人名義の署名を代理人の署名と解することで、代理人の手形行為の存在は認められる、手形の代理行為について、顕名主義の原則のもとで効果の帰属者の名称記載がないのに、その効果はどのようにして本人に帰属するか、その説明も至難なことである。

しかし、意思表示は、効果意思の決定と、表示意思の決定と表示行為との要素からできあがっており、代理の場合には、その三つをすべて代理人が行うわけであるが、それとは異なり、表示行為だけを他人にやらせる場合は代行の場合である。従って、手形行為の代理の場合、行為者は代理人であるから、行為の方式的要素として代理人の署名が必要である。反対に、手形行為の代行の場合、行為者は本人なのであるから、本人の署名が必要である。このように代理と代行とはまったくちがう構造の行為形式である。さらに、法的性質からみても、代行権限と代理権は違う。代行権限は意思表示の要素の一つである表示行為の事実行為を代行しうるのであるから、無権限代行の場合は、意思表示の欠缺になり、手形行為は成立しないとの問題になるが、代理権はあくまでも成立した行為の効果をも本人に帰属させるための根拠である。無権代理の場合、手形行為の成否と関係ない、単なる、本人に帰属効果はないだけである。従って、機関方式の署名代理は、意思決定から表示行為まで代理人が一手に行うわけで、まず、そこには、代理人行為は有効に存在していることを認めるのが理論的である。²⁴ 代理人は自己

行為に基づいて手形責任を負うことになる。

但し、代理人の手形行為の有効性が肯認できても、代理の記載がないから、本人に効果帰属する問題は依然として残る。すなわち、機関方式による署名代理の場合、手形の代理行為の成立につき、三つの形式要件の中に、代理意思の表示と本人の表示⁽²⁵⁾の二つの要件が欠けている。にもかかわらず、どうして、代理行為は認め、本人に効果帰属ができるのか、その説明の問題である。

この点について、二つの立場から反対されている。一つは、顕名主義の趣旨を徹底すれば、本人の表示を欠く限り、本人は責任を負わないと⁽²⁶⁾、代理文句の記載がないならば、いかに代理意思があっても、本人には効果が生じない。手形行為が証券的行為であって、証券上の記載による効果が生じるにすぎない以上、これは当然のことである。⁽²⁷⁾手形代理行為の顕名主義と証券的行為の二つ異なる根拠からの反対である。前者、手形の代理行為につき必然的顕名主義の根拠づけについて賛同できないが⁽²⁸⁾、後者、手形の証券的行為の根拠づけについては、反論の余地は全くない。その上に、機関形式の署名代理の有効性を認めるために、本人に効果帰属するために、代理人に代理権の授与が必要以外に、本人の署名代行、すなわち表示行為を代行できる代行権限の授与も必要ではないか。⁽²⁹⁾代理権があっても、代行権限が別格に与えていなければ、署名代行の効力は認められない。したがって、結論として、機関方式の署名代理について、本人の表示と代理意思の表示は欠けるために、手形行為の代理としての効果は発生せず、本人は、たとえ代理人として署名した者に正当な代理権を与えていても、手形上の責任を負わないといわざるをえない。

但し、この場合、代理人行為の成立を認めるために、克服する必要がある前提問題がある、すなわち、手形の署名は自己の名をもってそれを行わなくても良いということである。これは他人名義の署名と関わる問題であり、後述の検討にまかせる。

(四) 無権限の署名代行と無権限の署名代理

1 無権限の署名代行

手形行為の署名代行の場合、代行者は他人の機関となつて、他人の署名をすることになるから、代行者が本人の名義を手形面上にあらわすのは、行為者の署名としてである。したがつて、この場合、本人は行為者なのであつて、本人の行為が成立するのである。

本人が代行者に代行権限を与えることによつて、代行者が本人の表示機関になる。権限の授与がなければ、本人に対し、代行者はなにもでもない。そして、代行者が、他人の表示機関である者が表示行為を行っているかぎりにおいて代行行為が存在するのであり、他人の表示機関でないものがどのような表示行為を行うとも、そこには代行行為は存在しない。つまり、代行行為は有権代行のみ存在しうるものであつて、権限のない者による代行行為は根本から存在しえない。⁽³⁰⁾

したがつて、無権限の代行者が本人の名義の署名をし、表示を行つても、表示行為は存在しないし、本人の行為の成立の余地はない。したがつて、これは手形の偽造になる。ただし、偽造とは、何ら権限のない者が、ありもしない他人の手形行為をあるかのように見せかけることをいうのである。⁽³¹⁾ 通説は署名の代行（自署の代行）は認めないから、権限者が署名代行したときは無効行為になるが、無権限で署名代行した場合は偽造と解している。記名捺印の代行は認めるから、権限者の記名捺印代行は有効行為である。それが無権限でなされた場合も偽造と解することは、妥当な理論である。

2 無権限の署名代理

署名の代理、すなわち機関形式の手形行為は認めないことは上述の通りである。しかし、無権限代理人が本人

の名義の署名をした場合、学説、判例は依然として、無権限の署名代理の場面と考え、その効果を問題としてい
る。

通説はかねてから記名捺印の代行は認める、そして、署名の代理の場合、代理人が直接本人の名義を署名する
から、形式上は本人自身の行為としてあらわれているから、この場合も代理でなく代行としてとらえる。それで、
無権限の署名代理の場合も無権限の記名捺印代行の場合と同じ評価で偽造と解する。⁽³²⁾これに対し、従来の判例は
署名代理を代理と認め、無権限者によって署名代理が行われた場合に、無権限代理の効果を認め、学説と対立の
立場をとっている。⁽³³⁾ただし、最近の判例は立場を変えて学説側に立ったのである。⁽³⁴⁾

権限者による署名代理の場合、それを代理としてとらえようと、代行としてとらえようと、その効果が署名の
名義人に帰属するということに何のちがいも生まれない。しかし、これを代理としてとらえれば無権代理になる
のに対し、これを代行としてとらえれば、偽造すなわち無効ということになり、大違いである。⁽³⁵⁾

代理関係は行為者（代理人）と効果帰属者（本人）と別の二人に分かれて、両者間に一方の行為の効果を他人
に帰属する法律効果の構築である。無権代理の場合は、代理権を与えていないから、帰属効果は生じえないにも
かわからず、帰属効果の表示を偽るのだから問題になる。ところで、無権限の署名代理の場合、その表示の偽り
がないから、無権代理を構成する基盤はない。

代行関係になると、独立の二人を一人に合体し、一人がもう一人の機関となり、行為を行うのであり、要する
に人格の機関化である。その機関化は代行権限授与の効果である。無権代行の場合は、代行権限の授与がないか
ら、機関化できない。そうすると代行行為はありえないにもかかわらず、代行行為は存在していることを偽るの
である。この焦点はあくまでも代行行為の存否の問題である。無権署名代行の場合、無権限者がありもしない
行為があると偽るから、偽造と解される。

ところで、無権署名代理の場合、代理人の行為は有効に存在しているから、無権限者が帰属効果のないことをあると偽っても、行為の存否にはかかわることがないから、偽造の法的効果は認めない。

機関方式の署名代理は代理の一方として認めない以上、無権署名代理を無権代理に構成することはできない。それと同時に無権署名代理の場合にも代理人行為は有効に存在するから、偽造を構成することもできない。⁽³⁶⁾

四 手形行為者同一性確認の要素としての署名

(一) 問題意識

以上は手形行為成立の実質的要素としての署名を検討したが、今度は手形行為者に署名を手形面上に現出させ、手形取得者をして、手形行為者が何人であるかを確知させる、いわゆる行為者同一性確認の要素としての署名を検討する。特に、手形上に表示された形象³⁷署名から、手形上の責任主体を確認するために、その署名には、なにを書くべきかをも焦点とする。

手形法は、署名に対し、内容・方式についてなにも規定しない。署名というためには、なにを、いかに書くかは解釈にまかせている。その解釈をめぐって、古くから論争がある。³⁷⁾ 論争の発端は、手形署名の目的について、一般にいわれている主観的意義と客観的意義、どちらを重視すべきか、との対立からである。主観的意義を重視する立場からは、署名の内容・方式に対する解釈は緩くなる。反対の立場になると、その解釈は厳しくなる。⁽³⁸⁾

従来 of 学説によれば、主観的意義の署名は自己の手形行為に対する責任内容の確認である。客観的意義の署名は、手形行為に対する責任主体の確認である。その両方とも、同じ既存の手形関係に対する確認のことであるから、両方について軽重の区別はできない。しかし、客観的意義は通説の通りを尊重するが、主観的意義について

は、手形行為成立の要素であると改めれば、両者について軽重の分別ははっきりしてくる。ただし、手形行為の成立は先であって、それからその存在についての確認ができるからである。

このように、署名の主観的目的を行為者の手形成立の要素にあると限定すると、署名の名称・方式に対し嚴格に要求する必要はなくなり、手形行為者がその目的のために、手形上に表示行為がなされたことが確認できれば、いかなる形象であっても認められる。したがって、手形の署名はきわめて形式的なものであってもかまわない。外形上、手形行為者の表示行為の存在があれば、それは、署名として有効なものと解することができる。

このような見解のもとで、署名の名称、言葉、記号、数字の署名並びに記名捺印において、三文判、拇印、さらに、他人名義の署名など、従来から議論がある。しかし、また、こう着状態を呈している問題を再検討してみる。

(二) 手形署名と名義（名称）

手形署名というと、行為者は自己の名をもつて署名することが多い、すなわち、署名に用いる名称は自己の氏名または商号が普通であるが、その氏名または商号は戸籍上ないし謄本上のものに限る必要はない。通称、雅号、芸名であってもよく、また、名字ないし名前のどちらかを使用することもできる。これは古くから肯定されたことである。⁽³⁹⁾しかし、名称の表示の制限は段々と緩やかに向かう、名称から手形行為者の特定ができる実質的機能を重視する傾向である。そして、その後の事情はさらに進み、夫が妻の名義を使用、署名しても、効力は判例によって認めることになったのである。⁽⁴⁰⁾

ここまでくると、名称と行為者との間に、同一性の要求はさらに緩和されたのである。しかし、両者間の同一性を完全に放棄するまで学説と判例の一部は依然として慎重の姿勢である。それは他人名義の使用には慣用性を

要求するとか、言葉、記号、数字の署名は認めないことを堅持する態度からで理解できる。他人の名義の署名については後で述べるが、欧米には認められている、言葉、記号、数字の署名は、日本では、「名称は自己の呼称であり、他人に自己の存在を認識せしめるものである。したがって、記号や番号はいかなる意味でも呼称とはいふことはできず、手形署名とはいふことはできない。」という見解は、異論を挟まない定説である。⁽⁴²⁾

これは、署名の目的を行為者は誰か確認の意義を重視する、さらにその機能を名称の表示に強く求める立場からの結論であるといえよう。

しかし、これらのものを署名として認めないと、これらのものを署名として手形行為を行った場合、手形行為について署名の要素は存在しないことになり、手形行為の瑕疵が存在することになり、絶対無効になるのである。手形所持人保護の立場から、このようなことを認めてよいか、疑問である。ところで、手形行為者が、手形行為の成立について、効果意思、表示意思を決定し、手形上になんらかの型で署名⁽⁴³⁾表示行為を實質的に行った以上、理論的には手形行為は成立するはずである。⁽⁴³⁾にもかかわらず、署名の附随的目的といえる、行為者確認の目的から、手形行為の成立を否定することはどうも本末転倒のように思われる。

1 三文判

記名捺印の方法による署名の場合には、多く議論されていることは、記名と捺印の間に関連性を見出すことができない場合、それは署名として認められるかどうかが問題である。

これについて、古くから今日まで依然、権威性が維持されている大審院の判例がある。それによると、記名捺印の印章は、印鑑届のあるものであることも、日常所有用のものであることも必要でなく、三文判でもよいし、手彫りしたのもよい、同姓である知人の印章を借りてもよい、あるいは雅号や古来の成句を彫りした印を用いるのもまた妨げない。そして、自ら手を下して捺印しようと、他人をしてこれに当たらせようと、またここに臨ん

で記名捺印をしようと、既存のそれを流用しようと、すべてこれを問わないから、要は記名およびその名下の捺印がその手形行為者の意思に出たのであればよく、その他を問わないとされてる。⁽⁴⁴⁾

この判例の趣旨に沿えば、記名捺印について押捺されるべき印章は、実は何でもよいということになり、記名と印影の間に関連性はいらぬ。これに対し、使用された印章は、当該署名者の同一性を取引上鑑別しうるものたることを要すると主張する単発的な反対意見はあつたことはあつたが、ほとんどの判例も学説もこれを支持する。⁽⁴⁵⁾

しかし、このように記名と印影の間に関連性はもう必要ないといいきっている以上、記名捺印の制度にとって、印章とは何であるか、なぜ記名以外に印章を押捺することを要するのか、という制度の基本に対する疑問は生じてくる。⁽⁴⁶⁾ このことについて、次の拇印の問題と合わせて考える。

2 拇 印

記名捺印制度の捺印に印章の代わりに拇印を使用した場合、記名捺印といえるかどうかも問題である。

これについて、同じく権威的な古い判例は、これを否定している。⁽⁴⁷⁾ その理由は、拇印は手形行為者の同一性認識の表示方法として、印章を押捺したものに比べて、まさるといへども、その鑑別には肉眼をもってこれに当たることができない。対比鑑別の手続きが簡易でないがゆえに、流通証券として手形のようなものにあつては、その証券の性質上、このような同一性認識の表示方法を許すものと解し得ないとされている。そして、学説の多数もこれに賛成している。⁽⁴⁸⁾

しかし、近時には、拇印が署名制度の主観的、客観的意義をもつともよくみだすものである。そして、印章の中にも、その印影のきわめて複雑なものがあり、その鑑別も簡単にできないから、拇印のみを排斥する理由は無い。さらに、記名拇印による手形行為を理論的に否定することは問題であり、その実質的根拠はないなどの理由

をあげて反論している。⁽⁵¹⁾

ここで前出の三文判を印章として認める判例とこの拇印を印章として認めない判例を合わせて検討する。両判例は相反する結論づけをしていることが第一印象になるといえよう。しかし、両判例の趣旨を深く吟味すると、前者は記名と同一性・関連性がほとんどない三文判を肯認する。後者は記名と同一性・関連性が強い拇印を否認することから、実は、両判例の文脈は相通じるものがあることを読みとれる。そこには、まず、記名と捺印の関連性を希薄化する。その上に、捺印の役割を軽減し、記名を重視できる状況を創出したとのねらいである。

その根拠は、同一性確認目的に限つていうと、記名捺印において記名と捺印の役割分担は、まず、記名の名称から行為者にみられる対象を選定し、捺印（印影の個性）による行為者を特定する連携プレーであると考える。

その場合、記名はあくまでも補助的機能であるのを知ることができる。その上に、捺印のことをさらに強調すると、記名そのものは無用になつてしまう心配がある。というのは、捺印について厳格に要求すると、印章の個性化が突出する。そうすると、それがある者の印章（捺印）であることが確認できれば、そこから、その手形行為はその者によつてなされたとの結論を引き出すことの可能性は高いのである。⁽⁵²⁾このことについて、拇印がもつともさえたる例である。そうなると、印影だけで確認できるので、記名はいらなくなる。⁽⁵³⁾こうなれば、記名捺印も自署も同じ意味になる。例えば、拇印が認められれば、その強い個性から行為者の確定は自署と同じか、それよりまさるともいえる。したがって、記名捺印の維持、発展は記名の役割の重視にかかるといえる。

そして、日本にとつて、記名捺印は署名の一方式として、歴史的、伝統的に形成されてきた制度であり、世界に強く主張し、承認されてきた。これを維持していく、使命感、慣習性が強いことはまちがいない。少々理論的に無理があつても、生かせたい立場はよく理解できる。⁽⁵⁴⁾

ところで、手形署名の主な目的は手形成立にある。行為者同一性の確認は従属的目的であるとの考えが認めら

れば、上述のことも余計な杞憂にすぎず、けだし、手形行為者が手形成立の意思をもって、捺印すれば、手形行為は成立する。押捺した印章は届出印であろうが、三文判であろうが、拇印であろうが、区別する必要はない。要は表示行為が手形上に現出すれば良いわけで捺印の機能はこの表示行為に当たるといふ。手形行為の成立があつてから、行為者は誰かその確認になる。記名はこの段階で機能するものである。このように分析すれば、記名と捺印の役割について混乱は生じない、すつきりした記名捺印制度が説明できるのではないか。

(三) 他人名義の署名

手形行為者が自己の署名として他人の名義を記載した場合は、行為者その人の署名として認めるか、これがこの問題である。

この点について、夫が妻の名義を使って書いた手形について、妻の名義がすなわち夫を表示するものと一般に認められているような場合に、手形上の責任を負うべき署名者は妻ではなく夫であるとされた有名な判例がある⁽⁵⁵⁾。そして、その後、兄が弟の名義で為替手形の振出・引受をした判例も出現した⁽⁵⁶⁾、そこに、弟の名義が兄の別名でない以上、兄は手形に振出人・引受人として弟の名義の署名をしたといつても、署名をしたものといえないとしたのである。前の判例は、他人の名義を使つても、それが行為者の名義（通称）と認められるときは、行為者の署名があり、後者の判例は、他人の名義を使った場合に、それが行為者の名義（別名）と認められなければ、行為者の署名ありとはいえないという原則を確立したのである。学説はこれに支持する⁽⁵⁷⁾。

学説は、手形行為者が他人の名称を使用する場合、その名称は当該手形の利用される取引界において、行為者を表示したものと客観的に認められる場合に限って、すなわち、その名称の使用に関し慣用性、その名称の周知性（行為者の通称・別名）と認められる場合に限って、署名ありと解する。それは、それが行為者の署名（名称）

という立証は、それが他人の名称であっても、本人が慣用している、行為者の表示として周知されているということを立証する他に方法はないという理由からである。⁽⁵⁸⁾ 僅か少数の反対説があるが、⁽⁵⁹⁾ 学説はほぼ判例の立場に立っている。

少数説の中でも特に鈴木博士は、普通の法律行為は、他人ないし虚無人の名で行為をしても、真実行為をした者の行為であることにかわりがない。これは手形行為にも妥当する。従って、行為者にとって慣用性ないし周知性がない名称であっても、いやしくも自己を表示するためにその名称を用いた以上は、その行為者に手形上の責任が認められることになる。⁽⁶⁰⁾ これについては正しい意見であると考ええる。

判例通説はやはり、署名は行為者確認の目的を重く考えているから、名称から行為者の誰かを特定することその一点に集中する展開である。しかし、折りに触れてきた通り、署名の目的をまず手形行為の成立、そして附随的に行為者が誰かを確認するために要求されるものと解すれば、その者が他人の名称を用いて自己の署名をする事実が存在すれば、その名称の使用に関する慣習性、その名称の周知性を要しないで済む。⁽⁶¹⁾ 手形行為者が他人の名称を一回切り使用した場合であっても、手形行為成立の要件たる署名を満たす手形行為者は手形上の責任を負わなければならない。

五 結 語

以上の検討から、手形の署名は動的と静的な二つの観点から概念づけができる。それによって、手形の署名には二つ異なる目的設定ができる。先ずは手形行為の成立を目的とする実質的要素が要請される。そして、行為者は誰か同一性確認を目的とする形式的要素になるのである。そこで、手形署名の主要目的は手形行為の成立にあ

る。行為者の同一性確認は従属的存在であるという仮説にたどりつくことができる。

そして、この仮説に基づいて、手形署名の主要目的は手形行為成立の実質的要素であるとの考えに立って、署名の内容・方式について、まったく制限はいらない。他人の名義、記名、言葉、文書、三文判、拇印などを署名の形象として使用することも自由である。手形の署名の形象は署名者との間に同一性が認められなくとも、現実に手形行為をなした者の署名として認められれば、その手形行為上の責任を負わなければならない。

しかし、署名の形象は自由であつて、署名と名称の関連性を問わないとなると、手形の所持人は手形署名の表示から手形行為者の特定は困難になる。表示から、手形行為者の同一性が客観的に識別されうる場合は勿論であるが、具体的な当該手形行為、それに関連する具体的事情、手形面上の記載および取引上の一般の通念等を綜合してみることによつて、はじめて識別される場合であつてもよい。⁽⁶²⁾

しかし、すべての手段を尽くして、手形署名の表示から識別できない場合、手形上の表示から離れて、手形外の事実関係だけで行為者を確認することはできるかどうか。このことを考えると、手形行為の文言性の理由で反対するものが多いと思われるが、手形行為者が誰かの特定は、手形債務内容と関係がない事柄であるから、文言性に抵触しない。⁽⁶³⁾ 行為者の意思能力、行為能力、代理人の代理権限の存否と同じように、手形外の関係に基づいて認定することはなにも問題は生じないはずである。

他方、手形に表示されているものから、さらに、手形外の実事関係から、行為者の特定ができない場合にも、手形所持人は手形上の記載にしたがつて、名義人に対し、行為者としての責任追及はできる。⁽⁶⁴⁾ それは手形の文言の効果に依拠するものである。すなわち、手形の文言性からの効果で、署名の表示された者を手形行為者とすることができる。このことをも合わせて結論つけると、手形所持人はまず、署名の名義人に対し、行為者として責任追及ができる。その追及において、手形所持人は手形を呈示して請求すれば足りる。そのとき、名義人は手形

行為をしてなかったことを主張、立証し、その事実を否認して、その請求を拒むことができる。この攻防において手形所持人が敗退した場合には、次にとる手段として、署名の表示から真の行為者を特定するか、手形外の事実関係に基づいて真の行為者を特定することによって、責任追及ができる。しかし、この場合の主張、立証はすべて所持人が負担すべきである。

- (1) ドイツ民法(一二六条・一二七条)やアメリカの UCC 法(三章四〇一条以下)などが署名についての一般的な規定を設けている。日本は欧米と違って、そのような規定はないから、一般的解釈にまかせている。
- (2) アメリカの UCC 法三章四〇一条 a 項に明文規定がある、日本には同様な規定はないが一般原則として認められている。
- (3) 田中誠二・手形・小切手法詳論(上) 一二七頁、鈴木竹雄・手形法・小切手法 一三〇頁注六、鴻常夫「署名と記名捺印」手形法・小切手法講座 (I) 一二七頁。
- (4) 鴻・前掲 一二七頁参照。
- (5) 稲田俊信・手形取引と民事責任 四頁以下。
- (6) 稲田・前掲 三頁以下参照。
- (7) 学説の一般は、手形に存在する形式的署名に、特に専心するのが原因で、署名の表示から何か読み取れるか、認証性の問題が唯一の争点になるのである。
- (8) 木内宣彦・手形抗弁の理論 三三五頁以下参照。
- (9) 大判六四・一〇・三〇民録二一・一七九九頁、大阪高判昭四五・五・二七判例時報六〇一号八七頁。
- (10) 日本社会において、他人による手形を発行するとき、印鑑の交付によって行うのが通常である。他人が、手形を作成する場合、本人の名義を表示し、預った印鑑を押捺することによってなされる。いわゆる記名捺印の代行形式が一般的である。
- (11) 竹田省・手形法・小切手法 二五頁、伊沢孝平・手形法・小切手法 六七頁、小橋一郎・手形行為論 三四四頁、鴻・

- 前掲一四四頁、田中(誠)・前掲(上)一四四頁。
- (12) 服部榮三・「手形行為の代理」手形法・小切手法講座(Ⅰ)一六二頁注一参照。
- (13) 鴻・前掲一四四頁。
- (14) 木内・前掲三三六頁。
- (15) 河本・前掲一一頁参照。
- (16) 鈴木・前掲一六三頁。
- (17) 河本・前掲一一頁。
- (18) 前田庸・手形法・小切手法入門六九頁。
- (19) 本人の表示があること、代理人の署名があることと、本人のためにする旨の表示があること、三つの要件を具備することが必要であることを大判明三八・二・七判決(民録一一・一三五頁)によって判示されている。以来判例法として確立されたといえよう。服部・前掲一五七頁。
- (20) 高島正夫・手形法・小切手法五七頁、木内・前掲三三五頁。
- (21) 大判昭八・九・二八民集一二卷二二号二三六二頁。
- (22) 田中耕太郎・手形法・小切手法概論一五八頁以下、竹田省・手形法大意一〇二頁以下。
- (23) 田中(誠)・前掲一五九頁、坂井芳雄・裁判手形法三七頁。
- (24) 服部・前掲一五八頁、鈴木・前掲一四九頁、木内・前掲三四〇頁。
- (25) 本人の名義の署名が存在しているから、本人の表示として解することはできるとの主張は当然ありうる。しかし、それを代理人の署名として評価する以上、また、本人の表示と解することはできないのではないか。
- (26) 服部・前掲一五八頁。
- (27) 鈴木・前掲一四九頁。
- (28) 代理人の顕名主義による、代理関係を示す必要がある。しかし、その示す方法について、民法は書面ではなく、口頭でも良いが、手形は書面に限る。それは、手形行為の書面性からであつて、決して顕名主義の適用の結果ではない。そうであれば、手形の代理に必然的顕名主義の根拠が疑われる。逆に、手形の代理行為はどうして顕名主義になるの

か、その根拠が分らない。本来、手形行為も商行為の一種であるから、当然商法五〇四条の適用になるべきである。同旨、竹田省・手形法・小切手法二四頁以下、小橋二郎・手形行為論三頁。鈴木・前掲一四九頁注一参照。

(29) 服部・前掲一六二頁、大判大正四・九・一五民録二二輯一四六八頁、最判昭三七・七・六民集一六卷七号一四九一頁。

(30) 倉沢康一郎・手形判例の基礎四七頁以下。

(31) 倉沢・前掲四三頁。倉沢教授のような考え方は少ない。署名をいつわるのが偽造であるという理解が一般的である。例えば、木内・前掲三四六頁に「偽造というのは、無権限で他人の署名を顕出する行動の事実的側面を言い表す用語にすぎず、その法律的性質はそのまま無権代理行為にほかにならない」とされている。

(32) 田中(誠)・前掲上一九四頁。

(33) 大判昭八・九・二八民集一二卷二二号二三六二頁。

(34) 最二小判昭四九・六・二六民集二八卷五号六五五頁、最二小判昭五五・九・五民集三四卷五号六六七頁。

(35) 拙稿「手形偽造と手形法八条の類推適用」倉沢康一郎教授還暦記念論文集・商法判例と論理所収三六九頁以下。

(36) 前掲拙稿(注35)には、手形の無権代理と偽造はまるっきり違うという観点から、偽造が無権代理制度に適用できないことを力点的に分析しただけ、そこには、無権署名代理について、無権代理の構成もできないことは触れていないからだ。

(37) 鴻・前掲一三九頁注一参照。

(38) 自署は主観を重視する制度、記名捺印は逆に、客観を重視する。日本は記名捺印制度を慣用しているから、後者の立場に傾斜している。

(39) 大判明三九・一〇・四民録一二輯一二〇三頁。

(40) 大判大正一〇・七・一三民録二七輯一三二八頁、最判昭三九・四・一七民集一八卷四号五四三頁、同昭四四・一・三〇週刊金融商事判例一五八号八頁。鈴木竹雄「他人の代名による署名」手形小切手判例百選(新版)八頁、大隅健一郎Ⅱ河本一郎・注釈手形法・小切手法一三頁。

(41) 最判昭四三・一二・一二民集二二卷一三号二九六三頁。鴻・前掲一三七頁以下、伊沢・前掲六七頁、大隅Ⅱ河

- 本・前掲一五頁以下、高鳥正夫「会社の手形行為」判例手形法・小切手法（伊沢還暦記念）三二頁。
- (42) 鴻・前掲一三五頁注八、稲田・前掲八頁。
アメリカのD.C.C.（統一商法典）三章四〇一条b項に、署名の代わりに何らかの言葉又は記号によってなされるとの規定がある。この規定から、数字・番号の使用（特にセキュリテイ・ナンバー）をも認める。日本にも、キャッシュカードにおいて同一性の確認として広く数字・番号は使用されている。手形の署名に導入は全く不可能ともいえない。
- (43) 同旨、鈴木・前掲注(40)九頁、田中（誠）・前掲一三二頁、高窪利一「他人名義の手形行為はどうなるか」手形研究二二八号七四頁以下、木内・前掲三五〇頁以下。
- (44) 大判昭八・九・一五民集一二卷二二号二一六八頁。
- (45) 伊沢・前掲六八頁、石井照久・新版手形法・小切手法四二七頁。
- (46) 東京高裁昭三六・二・二八商民集一四卷一三号一七四頁。
- (47) 鴻・前掲一四八頁、稲田・前掲四頁。
- (48) 河本・前掲四頁。
- (49) 大判昭七・一一・一九民集一一卷二二二〇頁。
- (50) 石井・前掲四二七頁、伊沢・前掲六八頁、鴻・前掲一四九頁。
- (51) 鈴木・前掲一二九頁以下、大隅健一郎「拇印」手形・小切手法判例百選一一頁、河本・前掲九頁。
- (52) 印章の持ち主を確認できても、直ちに、その捺印はその持ち主によってなされたものであるとの確定はできない。なぜなら、印章は無権限者によって押捺される可能性があるからである。
- (53) 現行手形振出において、銀行取引の關係上、銀行に届出の印鑑使用が要求されているから、実際、印鑑だけで記名捺印の署名の有効性が判断されている。
- (54) 鴻教授は記名拇印による手形行為を理論的否定することは問題であることを指摘している。鴻・前掲一四八頁。
- (55) 大判昭八・一二・六裁判例(七)民法二八二頁。
- (56) 大判大正一〇・七・一三民録二七輯一三一八頁。

- (57) 伊沢・前掲六七頁、大隅Ⅱ河本・前掲一七頁。
- (58) 鴻・前掲一三七頁。
- (59) 鈴木・「手形行為の解釈」法学協会雑誌八〇巻二号一六八頁。稲田・前掲二四頁。
- (60) 鈴木・前掲判例百選九頁。
- (61) 稲田教授は同じ結論であるが、理由づけは、「署名を手形行為の認証性にあると解するならば、その者が自己の名称として他人の名称を使用した事実が存在する限り、それ以上にその名称の周知性を有する必要はない」とされている。始終一貫して、署名の認証性の強調である。署名の成立的要素については触れなかった。
- (62) 鴻・前掲一三七頁。
- (63) 鈴木・前掲百選九頁。
- (64) 木内教授は、行為者としての責任追及以外に、手形の代理行為の責任追及もできるとしている。木内・前掲三五七頁参照。しかし、機関方式の署名代理は代理として成立しないから、代理行為の責任追及は認めない。